

令和5年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 市民生活部市民協働課

施設名	弘前市三省地区交流センター
施設の設置目的	世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいづくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図るため。
所在地	弘前市大字三世寺字鳴瀬68番地3
指定管理者名	三省地区交流センター運営委員会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況	<p>施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね適正な管理運営が実施されている。</p>
2 自主事業の実施状況	<p>地域ふれあいまつりとカラオケ発表会、ヨガ教室など4件実施した。</p>
3 市民サービス向上のための取組状況	<p>市民サービス向上のため、常に利用者に気持ち良く利用していただけるよう、施設の清掃、除雪、植栽、除草等、環境整備に努めている。センターだより等により、施設の情報の周知に努めている。</p>
4 市民ニーズの把握の実施状況	<p>アンケート調査により利用者からの意見、希望を把握し、施設管理、運営に反映できないか検討している。</p>
5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）	<p>令和5年度の利用許可件数は998件、利用者数は6,996人となっており、利用許可件数、利用者数ともに前年度を上回る数値となっている。 (参考: 令和4年度 利用許可件数917件、利用者数6,838人)</p>
6 指定管理業務の収支状況	<p>施設の管理に支障がないよう経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。</p>

7 実地調査の結果

施設内外の維持管理、各種書類の作成・保管の整理、経理の状況等適正に実施されていた。

8 成果指標の達成度

利用件数: 目標 592件 実績 998件 達成度105.2%
 利用者数: 目標6,647人 実績6,838人 達成度168.2%

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	施設の運営について、概ね事業計画書とおり実施できた。(広報活動・アンケート・避難訓練・職員研修等)自主事業(世代間交流会)についても継続して実施し、昨年実施できなかった地域の交流事業等も多数の参加者により実施する事ができた。	施設の円滑な管理を行うため、職員の接遇の向上に務め、利用者へのサービスを徹底する。利用者のニーズ把握のため、アンケート調査を継続する。自主事業等の実施により施設の利用促進を図る。
施設の管理	A	個人情報の管理について、職員に対する周知・徹底を図っている。書類等は整理整頓に務め、備品、用具等についても点検、確認している。また、利用者の安全を図るため、施設内外を巡視し、施設利用後の消毒の徹底を行っている。	利用者の安全確保に留意し、施設的环境保全、保安警備に務め、良好な施設の維持管理を行う。
経理の状況	A	帳簿等の整備、収支状況、帳簿の保管状況など適正に管理している。また、経費削減に努めている。	事務処理の管理を徹底し、経費削減に努める。
団体の財務状況	B	特に問題なし。	特になし。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	A	アンケート実施により、利用者の意見、要望の把握に努めた。また、自主事業を実施し、施設の周知、利用者増加を図った。	今後も基本的なサービス向上を図るためのアンケートの実施、利用者増加を図るための魅力的な自主事業の実施に期待する。
施設の管理	A	開館前の清掃及び見回り、閉館時の館内見回り・施錠の複数人での確認を実施している。また蜂の巣駆除など、施設設備の保守に努めている。	今後も利用者の安全のため、設備の保守、適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	経費削減に努めながら、計画的な予算執行に努めている。	今後も、適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定した経理的基盤を有している。	今後も、安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する